発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年8月28日
【発行者の名称】	株式会社ハートアップ　(Heart Up Co.,Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役　辻榮　勇人
【本店の所在の場所】	福岡県久留米市野中町53番地7 （上記は登記上の本店所在地であり実際の業務は下記の場所で行っております。）
【電話番号】	－
【最寄りの連絡場所】	福岡県久留米市諏訪野町２３７８
【電話番号】	0942-65-3081
【事務連絡者氏名】	代表取締役管理本部長　天童　淑巳
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本Ｍ＆Ａセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　竹内　直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ハートアップ https://hup2015.com/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

１．　TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部　第３　４【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２．　発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第２１条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第２７条の３４において準用する法第２２条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３．　TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

４．　東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部　【企業情報】

第１　【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第10期	第11期	第12期
決算年月		2024年5月	2025年5月	2026年5月
売上高	（千円）	124,267	325,786	386,041
経常利益	（千円）	15,579	4,666	10,548
当期純利益又は当期純損失（△）	（千円）	△9,178	△1,560	7,413
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	－	－	－
資本金	（千円）	9,000	9,000	9,000
発行済株式総数	（株）	180	180	36,000
純資産額	（千円）	69,156	67,595	77,820
総資産額	（千円）	284,397	288,691	304,621
１株当たり純資産額	（円）	1,921.00	1,877.66	2,161.67
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	－	－	－
１株当たり当期純利益又は １株当たり当期純損失（△）	（円）	△254.97	△43.34	205.94
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益金額	（円）	－	－	－
自己資本比率	（％）	24.3	23.4	25.5
自己資本利益率	（％）	－	－	10.2
株価収益率	（倍）	－	－	8.3
配当性向	（％）	－	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	31,445	△1,710	9,914
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△8,659	11,373	△37,547
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△4,800	△1,820	△9,816
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	182,071	193,959	156,510
従業員数 （ほか、平均臨時雇用人員）	（名）	49 （18）	73 （15）	81 （17）

（注）１．当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
３．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
４．第10期及び第11期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため、記載しておりません。
５．配当性向及び１株当たり配当額については、配当を実施していないため、記載しておりません。
６．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
７．第11期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第５項の規定に基づき、監査法人やまぶきの監査を受けており、第12期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、監査法人やまぶきの監査を受けておりますが、第10期の財務諸表については当該監査を受けて

おりません。

８．2025年11月12日付けで普通株式１株につき200株の株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)を算定しております。

９．第10期は、決算期変更により決算期を12月31日から5月31日に変更しました。これに伴い、第10期は5ヶ月決算となっております。

２ 【沿革】

当社設立以降に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
2015年2月	株式会社ハートアップを福岡県久留米市にて設立
2015年5月	放課後等デイサービス事業を開始
2015年5月	福岡県久留米市にて発達未来塾カラーズを開設
2016年11月	佐賀県鳥栖市にてカラーズFC 大正町を開設
2018年9月	福岡県八女郡にてカラーズFC 広川町を開設
2020年3月	福岡県久留米市にてカラーズFC合同会社を設立
2021年2月	福岡県久留米市にて合同会社サッカー療育研究所を設立
2022年4月	福岡県柳川市にてカラーズFC 柳川を開設
2023年1月	カラーズFC 合同会社を吸収合併
2023年2月	佐賀県鳥栖市にカラーズFC 鳥栖、カラーズFC プリマヴェーラを開設
2023年11月	株式会社アクティブハートの株式を全株譲受
2024年6月	株式会社アクティブハート及び合同会社サッカー療育研究所を吸収合併
2025年1月	千葉県長南町にてアクティブハートⅡを開設
2025年9月	佐賀県鳥栖市にてカラーズFC古野町を開設
2026年2月	TOKYO PRO Marketに上場

３　【事業の内容】

当社は、児童福祉法に基づく障害福祉サービスである放課後等デイサービス事業を中心に、発達支援が必要な子どもたちを対象とした療育支援を提供しております。カラーズFCは、サッカー療育に特化した放課後等デイサービスです。「生きる力を育む」自立支援を最終目標に、サッカーというスポーツを通して子どもたちが楽しみながら主体的に社会性、非認知能力、そしてウェルビーイング（幸福）を育む、伴走型の療育プログラムを提供します。

近年、発達障害の認知度が向上し、療育支援の必要性が高まっています。特に、放課後等デイサービス市場は、共働き世帯の増加や発達障害児の支援ニーズの拡大により、今後も安定した成長が見込まれています。当社が属する児童福祉サービス業界は、多様な事業者が参入しており、サービスの質の向上や特色あるプログラムの提供が求められています。

一方で、本市場への参入には法的な規制や運営基準の厳格な管理が求められています。各事業所は、児童福祉法に基づき、都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長から「指定障害児通所支援事業者」としての指定を受ける必要があり、その指定は6年ごとの更新制となっています。また、新規開設時には事前に自治体との協議が必要となるほか、事業所の人員・設備基準を満たす必要があり、これにより事業者の適正な運営が確保されるとともに、参入障壁が一定程度形成されています。このように、本市場は一定の法的規制のもとで事業者の適正運営が求められる一方、今後の市場成長の見込みと福祉ニーズの高まりを背景に、事業拡大の機会も多い魅力的な市場となっています。当社は、放課後等デイサービス事業の法的要件を遵守しながら、サッカー療育という独自の支援手法を活かし、競争優位性を確立しております。今後は、地域における療育ニーズの増加に対応するため、障害児支援の地域ニーズ調査を実施した上で、適正な運営基準を満たす新規拠点の開設を検討してまいります。

当社は、サッカー療育という独自のアプローチを活かし、競争優位性を確立しています。今後、当社は地域における療育ニーズの増加に対応するため、新規拠点の開設を検討しております。特に、未進出エリアについては、都道府県及び市町村の障害児福祉計画と連携し、適切な立地での事業展開を推進していきます。

また、データドリブンな差別化戦略の推進をしており、生体データ解析システムの開発・導入により、ウェアラブル端末、顔認証、声認証を用いた運動・睡眠・精神データの取得・解析を強化します。客観的なデータに基づき、療育プログラムの効果を可視化し、エビデンスに基づく個別最適なプログラム開発と継続的な改善を行います。また、質の高い療育サービス提供のため、スタッフの専門性向上と組織力強化を重視します。児童発達支援管理責任者や強度行動障害支援者養成研修受講支援に加え、多様な研修制度を充実させ、継続的なスキルアップを支援します。

SNSを活用したブランド確立と戦略的な人材採用を進めています。公式TikTokフォロワー1万2,000人、YouTube登録者4,000人のSNS基盤を最大限に活用し、サッカー療育のパイオニアとしてのブランドイメージを確立します。ターゲット層に合わせた魅力的なコンテンツを発信し、認知度と信頼性を高めます。特に、若い世代に響く短尺動画や共感を呼ぶストーリーを通じて、新卒・第二新卒層へのリーチを強化し、戦略的な採用活動を展開します。

従来の指導型の療育とは異なり、子どもと支援者が「サッカーを楽しむにはどうすれば良いか」を共に考え、実践することを重視します。子どもたちの自己肯定感や主体性を高め、VUCA時代（注１）を生き抜く力を育むことを目指します。また、感覚統合療法（注２）やABA（応用行動分析学）（注３）などの専門的な知識を取り入れ、個々の子どもの特性に合わせた多角的な支援を提供します。地域社会との連携を重視し、アビスパ福岡ゴールドシャレンパートナー（注４）として、久留米大学と協力し「D&Iサッカーフェスタ」を年1回開催するなど、子どもたちの社会参加を促進します。

【主な提供サービスと特長】

当社は、児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて、サッカー療育を核とした独自性と専門性を強みとしています。

1．サッカー活動を核とした発達支援

・サッカー活動を通じた包括的な発達支援

サッカーの特性（シンプルなルール、高い自由度、チームプレイなど）を活かし、社会性、コミュニケーション能力、自己肯定感、非認知能力を包括的に育成しています。発達に凸凹（でこぼこ）のある子どもたちが楽しみながら主体的に成長できる活動を提供しています。

・児童指導員による発達を促すサッカー活動のサポート

児童指導員が、子どもたちの発達段階や特性に合わせてサッカー活動をサポートし、単にサッカー技術を教えるのではなく、療育的な視点を取り入れた独自の活動を提供しています。

・グリーンカードシステムによる肯定的な行動の強化

子どもたちの良い行動や努力を認め、褒めることで、自己肯定感を高め、意欲的な活動を促すといった活動をしています。

2．専門職員による個別支援と多角的アプローチ（サッカー活動の効果の最大化を目指しています）

・専門職員による個別支援

経験豊富な専門職員が、個々の子どもの特性やニーズに合わせた個別支援計画を作成し、きめ細やかなサポートを提供しています。心理担当職員、PT（理学療法士）、OT（作業療法士）などが専門的な知識と技術で子どもたちの成長を支援しています。

・感覚統合療法とABAの導入

サッカー活動の効果を最大化するため、感覚統合療法やABA（応用行動分析学）などの専門的な知識を取り入れた多角的なアプローチを活用しています。子どもの特性に合わせた個別支援計画に基づき、きめ細やかなサポートを提供しています。

・積極的な地域連携の推進（サッカー活動を通じた社会参加の促進）

（1）地元プロサッカーチームとの連携

福岡を活動のメイン拠点とするプロサッカーチームのゴールドシャレンパートナー（注４）として、地域社会との連携を強化しています。D&I（注５）サッカーフェスタ等のイベントを共催し、子どもたちの社会参加を促進しています。

（2）サッカー活動を通じた社会性の育成

サッカー活動をツールとして社会性を育成し、将来的に、サッカー療育全国大会の開催を目指し、全国の発達に凸凹のある子どもたちに交流と挑戦の場を提供しています。これらの特徴により、カラーズFCはサッカー療育を核とした独自性と専門性を確立し、発達に凸凹のある子どもたちの成長と自立を強力に支援していきます。

（3）地域密着型のサービス展開

当社は福岡県久留米市、柳川市、広川町、佐賀県鳥栖市、千葉県長南町を中心に事業を展開しており、地域社会との密接な連携を強みとしています。地元の教育機関や自治体と協力しながら、支援が必要な家庭へ適切なサービスを提供しています。

（4）利用者の利便性を考慮したサービス提供

当社は、利用者の利便性向上を目的とした送迎サービスを提供しており、保護者の負担軽減に貢献しています。また、各事業所の立地や施設環境の整備を進め、より快適な療育環境を提供することに努めています。

業務の事業系統図は、次のとおりであります。

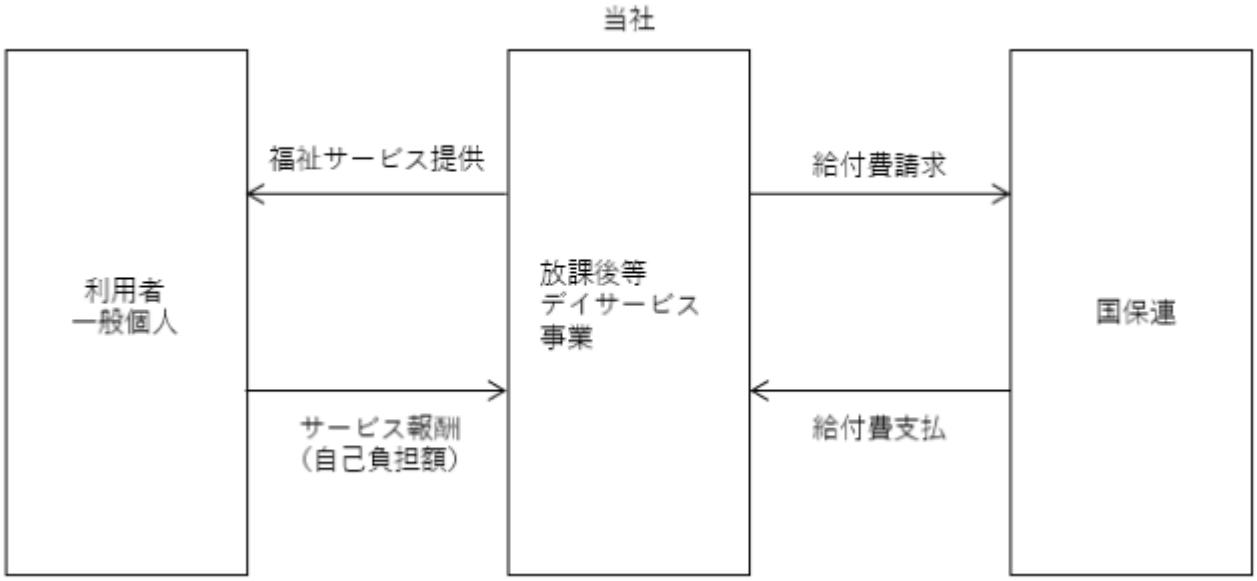

（注）１．VUCA時代とは、Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の頭文字をとった造語であり、先行きが不透明で将来の予測が困難な時代を指す言葉です。

２．感覚統合療法とは、子どもの感覚処理の困りごとを改善するためのリハビリテーションや療育の手法です。

３．ABA（応用行動分析学）とは、発達障害の子どもへの標準療法。

４．ゴールドシャレンパートナーとは、社会連携プロジェクト『FUKUOKA TAKE ACTION！』において、共に地域貢献活動を行う企業の中でも、特に「ゴールドパートナー」として位置づけられた企業を指します。これらの企業は、地元プロサッカーチームと連携し、教育、ダイバーシティ、まちづくり、健康、世代間交流などの社会課題に取り組んでいます。

５．D&Iとは、ダイバーシティ＆インクルージョンのことであり、Diversity（多様性）とInclusion（包摂性）を組み合わせた言葉で、多様性を受け入れ、尊重し合うことを意味します。

４ 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

５ 【従業員の状況】

（１）発行者の状況

2026年　5月　31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
81(17)	35.9	4	3,501

セグメントの名称	従業員数(名)
放課後等デイサービス事業	79（17）
データ事業	0（0）
全社(共通)	2（0）
合計	81（17）

(注) １．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート・アルバイト）は、最近１年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

２．平均年間給与は賞与及び基準外賃金を含んでおります。

（２）労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第３ 【事業の状況】

１ 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度(2025年6月1日～2026年5月31日)における我が国経済は、物価上昇の企業や家計への影響が継続して懸念されており、景気の減速傾向が見られております。福岡県の景気につきましてもインバウンド消費は好調を維持しておりますが、物価上昇の影響もあり、個人消費は緩やかなペースでの回復となっております。

まず放課後デイサービス事業におきましては、当社は少子化や引きこもりといった子どもたちの増加により、将来の日本が危ぶまれる中、放課後等デイサービスを利用する子どもたちが社会で活躍できるようになるための支援や環境を提供することで日本の発展に貢献できるように事業展開を行っております。放課後等デイサービス事業においては、各拠点において堅調に推移し、さらなる事業拡大に向けて積極的に人材に投資を行っております。

次に、データ事業におきましては期中に方針決定した「データ事業計画」に基づき、データ事業の基幹インフラとなるシステムの開発・導入を行いました。

以上の結果、当事業年度における売上高は 386,041千円(前事業年度は325,786千円)、営業損失は 50,310千円(前事業年度は営業損失44,520千円)、経常利益は10,548千円(前事業年度は4,666千円)、当期純利益は7,413千円(前事業年度は当期純損失1,560千円)となりました。

①放課後等デイサービス事業

放課後デイサービス事業では、1事業所開設いたしました。既存事業所では、オペレーションの見直しによるサービス品質の向上や新規利用者の獲得に注力いたしました。これらの結果、売上高は386,041千円(前年比18.5%増加)、セグメント利益は88,584千円(前年比30.3%増加)となりました。

② データ事業

データ事業では、基幹インフラとなるシステムの開発・導入を行いました。これらの結果、セグメント損失4,200千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)の残高は 前事業年度末と比べ37,448千円減少し156,510千円となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果増加した資金は9,914千円となりました。これは主に、税引前当期純利益7,881千円及び減価償却費2,318千円等により資金が増加したことによります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果減少した資金は37,547千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出10,975千円及び無形固定資産の取得による支出31,399千円等により資金が減少した一方、長期預り金の受取による収入3,666千円等により資金が増加したことによります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果減少した資金は9,816千円となりました。これは主に長期借入金の返済によるものであります。

２ 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は受注から役務提供までの期間が短いため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
放課後等デイサービス事業	386,041	118.5
データ事業	―	―
合計	386,041	118.5

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当事業年度	
	販売高(千円)	割合(%)
福岡県国民健康保険団体連合会	202,144	55.2
佐賀県国民健康保険団体連合会	108,780	29.7
千葉県国民健康保険団体連合会	55,106	15.1

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

３　【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものです。当社といたしましては、当面の対応すべき課題として以下の通り認識し、対策に取り組んでおります。

（１）提供サービスの品質向上

当社は、放課後等デイサービス事業所の運営等を通じて、利用者の様々な問題解決に貢献しております。特に発達障害を抱える利用者へサッカー療育を通じて提供するサービスに注力し、サッカー指導を行う人材の提供サービスの質の向上が重要となります。そのために、従業員に対する当社内外での研修受講、各従業員の職務内容及び人事評価制度の明確化等により、提供するサービス改善の継続を図ってまいります。

（２）人材の確保と育成

当社の放課後等デイサービス事業は、利用者に対する直接的なサービス提供が主であることから、当社の事業運営にあたっては、優秀な人材の確保、育成及び定着が重要課題であると認識しております。また、放課後等デイサービス事業において事業所を開設するにあたり、児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士等の有資格者が必要です。これら有資格者を確保するのは容易ではないため、人材の確保は急務であると認識しております。これに対する当社の施策として、多様なキャリアパスや働き方を推奨する人事・労務制度の整備、資格を保有した中途採用人材の積極化、能力・資格・経験に応じた処遇面の見直し、福利厚生の充実等による従業員定着率の向上、システムの活用等による業務負担の軽減、働きやすい職場環境の改善等を継続的に実施してまいります。

（３）関係法令の遵守と内部管理体制の強化

当社の放課後等デイサービス事業は、公的制度に基づいたサービス提供が主であり、事業運営においては児童福祉法をはじめとした関係法令の遵守が前提となっております。当社は関係法令の法改正に柔軟に対応するとともに、管理部門の人材採用、内部監査の実施などを通じて、内部管理体制の強化を図っております。また、内部統制の実効性を高め、コーポレート・ガバナンス体制及びコンプライアンス体制を一層整備してまいります。

４ 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

（１）法的規制等について

当社は、事業活動を行う上で、「児童福祉法」等の様々な法規制の適用を受けており、法令遵守の徹底を図る為、全施設の定期的な巡回による運営に関する基準の順守状況の確認、報酬の請求における相互チェックによる過誤請求予防等に加え、内部監査による再確認・改善指導を行い、内部管理体制の整備、強化に努めております。しかしながら、これらの法律の改廃、新しい法令の新設、適応基準の変更が毎年のように行われており、これらの変更などに対応すべく関係部門においては、従業員に対しての各種研修を含めて周知徹底を行っております。変更等の内容によっては、当社の事業展開、および業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、各事業所は、都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長から設置の指定（６年ごとの更新）を受けるものであり、その指定には人員、設備及び運営に関する基準が規定されており、これらの規定に従って営業する必要があります。なお、過去より同規定違反による営業取消事由は発生しておりません。

当社の事業モデルは、国からの報酬を主な収益源としており、３年ごとの報酬改定によって改定となった場合、業績に影響を与える可能性があります。

報酬に関連し、厚生労働省の通知において、減算（報酬が減額されること）対象は単日で定員の150％、３ヶ月の平均が定員の130％（ただし定員が12人以上の場合は125％）を超過する場合と定められています。そして各都道府県知事は減算の対象となる定員超過利用については指導すること、また指導に従わず減算対象となる定員超過利用を継続する場合には、指定の取消を検討するものとすると定められており、その運用は各自治体に委ねられております。加えて、厚生労働省の通知においては、原則として利用定員の超過は禁止だが、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が在する場合に限り、可能である旨定められています。

当社では、上記法令及び各種通知事項の趣旨に則り、減算の対象とならない範囲において一部の拠点で定員を超過した運営を行っております。従って、今後何らかの事情により各自治体の運用や各種通知事項の内容に変更があった場合には、個別の自治体において、定員を超過した運営ができなくなり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

（２） 人材確保について

当社の放課後等デイサービス事業は、利用者に対する直接的なサービス提供が主であることから、当社の事業運営にあたっては、優秀な人材の確保、育成及び定着が重要課題であると認識しております。これに対する当社の施策として、多様なキャリアパスや働き方を推奨する人事・労務制度の整備、資格を保有した中途採用人材の積極化、能力・資格・経験に応じた処遇面の見直し、福利厚生の充実等による従業員定着率の向上、システムの活用等による業務負担の軽減、働きやすい職場環境の改善等を継続的に実施しておりますが、今後雇用情勢の変化などにより顧客ニーズに適合した人材が確保できない場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

（３） 個人情報保護について

当社においては、利用者の氏名、住所などの個人情報を保持しております。これら利用者の個人情報の取扱いについては厳重に管理し、万全を期しておりますが、万が一漏洩するようなことがあった場合、利用者からだけではなく、広く社会的な信用を失墜することとなり、各事業所の指定に影響が出るなど、当社の業績に影響を与える可能性があります。

（4）競合について

当社が提供する放課後等デイサービス事業は、提供サービスが人材の質に左右される傾向の強い業種であるため、当社の持つ採用力や人材育成のノウハウを短期間で構築することは難しいと考えます。しかしながら当会計年度末現在以降において、さらなる競合他者の事業拡大や新規参入等がある場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

（5）自然災害、感染症による影響について

当社は、千葉県、福岡県、佐賀県内に本社及び事業所を有しており、営業地域の分散化を図ることにより被害の軽減を図っております。しかしながら、これらの事業所が地震や津波、火災や水害などの被害を受けた場合は、企業の活動が停滞する可能性や、利用者や従業員の、建物などに被害が及ぶ可能性があります。

新型ウイルス感染症の発生・蔓延の影響により、想定を大きく上回る規模で発生し、当社の事業所での営業が長期に渡って困難になった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（6）事業所における事故について

当社では事業所の運営に関し、利用者及び従業員の安全確保を重大な経営課題として認識し、万全の体制で臨んでおります。しかしながら、事故発生の可能性は皆無とは言えず、万が一重大な事故が発生した場合や、その他の運営上における何らかのトラブルが発生した場合、利用者の流出や指定取消等が発生し、当社の業績及び財務状態に影響を与える可能性があります。

（7）訴訟について

当社は本発行者情報公表日現在において、業績に重大な影響を与える訴訟・紛争には関与しておりません。しかしながら、利用者が事業所を利用している際の事故等や、クレーム等を起因とする訴訟・紛争に関与することとなる可能性は否定できず、かかる事態となった場合、その経過又は結果によっては、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

（8）事業所展開について

当社では、独自の開設戦略に基づき、利用者が利用しやすい立地条件、事業所の採算性等を総合的に勘案し、新規に事業所の開設を行っていく方針としております。しかしながら、当社の新設条件に合致する物件が見つからなかった場合や、人材確保等の遅れにより開設が遅延した場合、当初計画通りに新規事業所開設が難しくなり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

（9）特定人物への依存について

当社代表取締役である辻榮勇人は、当社の経営方針及び事業戦略の立案・遂行等、多岐にわたり当社において重要な役割を果たしております。当社では組織規模の拡大に応じた権限委譲を進めると共に、役員及び幹部社員による情報の共有化等を通じて経営組織の強化を図るなど、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかしながら、今後何らかの理由により同氏が当社の経営執行を継続することが困難となった場合には、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(10) 法令違反・法改正の影響について

当社は事業活動を行うにあたって、法令遵守は最優先事項であるとの認識のもと、コンプライアンス体制の整備、全従業員に対する教育・周知の徹底、また、適宜、顧問弁護士のアドバイスを受ける等、法的規制を遵守する管理体制の整備に努めております。しかしながら、法令に違反する行為がなされた場合及び法令の改正や新たな法令が当社の事業に適用され、その制約を受けることとなった場合には、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(11) 風評等の影響について

当社の事業は、利用者やその家族に加えて、行政、教育機関、又は地域社会の住人の皆様との連携のもとに成り立つものであると認識しております。当社の従業員には、コンプライアンス遵守の意識を高く保つよう従業員

教育を徹底しております。しかしながら、従業員の不祥事等何らかの事象の発生や、当社に対して不利益な情報や風評が流れた場合には、当社の今後の事業展開や業績に影響を与える可能性があります。

(12) 有利子負債について

当社では、事業運転資金などは金融機関からの借入などにより調達しておりますが、2026年５月末時点の外部借入の金額依存度は負債・純資産合計の 55.1%となっており、急激な金融情勢に変化がある場合や、計画通りに資金調達が出来ない場合には、新たに施設を開設することができなくなり、当社の業績に影響を与える可能性があります。また、当社が保有している資産の時価が著しく下落した場合は将来の事業環境の変化により事業の収益性が悪化した場合には、減損会計の適用により固定資産について減損損失が発生し、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 内部管理体制の構築・拡充について

当社は小規模な組織となっており、内部管理体制もそれに応じたものとなっております。

今後の事業拡大に応じて、経営者を含め従業員全員がそれぞれの役割を理解し、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、事業活動に係る法令等の遵守を目的にその役割に応じた適切な行動を取り、経営環境の変化に迅速に対応できる内部管理体制の構築・拡充を重点事項として取組む方針でありますが、今後急速に会社規模が拡大し、規模拡大に応じた充分な内部管理体制が整備できなかった場合、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(14) 知的財産権について

当社は提供するサービスにおいて、特許権や商標権など他者の知的財産権を尊重し、侵害しないように細心の注意を払っております。しかしながら、他者の知的財産権を侵害してしまった場合、当社は多額の損害賠償を負うリスクがあります。

(15) 配当政策について

当社は、株主の皆様に対する利益還元を将来の経営の重要課題の一つと位置づけておりますが、これまでのところ配当の実施実績はございません。現状では財務体質の強化と、優秀な人材確保、人材育成に必要な内部留保の充実を優先し、事業の適切な成長を進めることにより企業価値の向上並びに株主価値の増大による株主への還元を進めております。

将来的には財政状態及び経営成績を勘案しながら株主への利益配当を検討する方針ではありますが、配当の実施及びその時期等については現時点において未定であります。

(16) J-Adviserとの契約について

株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に説明いたします。

＜担当J-Adviser との契約の解除に関する事項について＞

当該市場は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。本書公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社日本Ｍ＆Ａセンター（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。以下の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り１か月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、JAdviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する１か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場

合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

＜J-Adviser 契約上の義務＞

・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと

・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること

・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

＜J-Adviser 契約解除に関する条項＞

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本Ｍ＆Ａセンター（以下、「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は本契約を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、１年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「２年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」（以下、「私的整理に関するガイドライン」という。）に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、２年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（ａ）及び（ｂ）に定める書面に基づき行うものとする。

（ａ）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ　法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の許可を得ているものであることを証する書面

ロ　産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合
当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ　「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることをについて債権者が記載した書面

（ｂ）本号ただし書に規定する１年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提とった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整

理を行う場合甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次のａからｃまでに岐東する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の（ａ）又は（ｂ）に定める場合に従い、当該（ａ）又は（ｂ）に定める事項に該当すること。

（ａ）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（ｂ）甲が前号ｃに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の（ａ）及び（ｂ）に掲げる事項が記載されていること。

（ａ）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

（ｂ）前ａの（ａ）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（ｂ）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（ａ）又は（ｂ）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日

（ａ）TOKYO PRO Marketの上場株券等

（ｂ）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（ⅰ非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅰの2非上場会社を子会社とする株式交付、ⅱ会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅲ非上場会社からの事業の譲受け、ⅳ会社分割による他の者への事業の承継、ⅴ他の者への事業の譲渡、ⅵ非上場会社との業務上の提携、ⅶ第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅷその他非上場会社の吸収合併又はⅰからⅶまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動

した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

ａ　甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

ｂ　甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

ａ　買収者以外の株主であることを行使又は割当の条件とする新株予約権を株主割当等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

ｂ　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

ｃ　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

ｄ　TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

ｅ　TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

ｆ　議決権の比率が300％を超える第三者割当に係る決議又は決定。

ｇ　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本書公表日現在において、担当J-Adviser 契約の解約につながる可能性のある要因は発生しておりません。

５ 【重要な契約等】

該当事項はありません。

６ 【研究開発活動】

該当事項はありません。

７ 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

（１）重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。この財務諸表の作成に用いた会計上の見積りのうち重要なものは、「第6【経理の状況】1.【財務諸表等】(1)【財務諸表】【注記事項】（重要な会計上の見積り）」に記載のとおりであります。

（２）財政状態の分析

（流動資産）

当事業年度末における流動資産の残高は、前事業年度末と比べ25,682千円減少し239,749千円となりました。これは主に現金及び預金が37,448千円減少した事が要因であります。

（固定資産）

当事業年度末における固定資産の残高は、前事業年度末と比べ41,612千円増加し64,872千円となりました。これは主に工具器具及び備品が4,971千円、ソフトウェア仮勘定が23,887千円増加した事が要因であります。

（流動負債）

当事業年度末における流動負債の残高は、前事業年度と比べ18,511千円増加し 71,622千円となりました。これは主に賞与引当金が3,691千円、未払法人税が6,796千円及び一年以内返済予定の長期借入金が6,656千円増加した事が要因であります。

（固定負債）

当事業年度末における固定負債の残高は 前事業年度と比べ12,805千円減少し155,178千円となりました。これは、長期借入金が 16,472千円減少したことが要因であります。

（純資産の部）

当事業年度末における純資産は、前事業年度末と比べ10,224千円増加し77,820千円となりました。これは主に当期純利益7,413千円、その他有価証券評価差額金2,810千円の計上によるものです。

（３）経営成績の分析

第３【事業の状況】１【業績等の概要】に記載しております。

（４）キャッシュ・フローの分析

当事業年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「１【業績等の概要】（２）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

（５）経営者の問題意識と今後の方針について

「第３【事業の状況】４【事業等のリスク】」に記載しております。

第４ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

重要な設備の投資・除却又は売却はありません。

２ 【主要な設備の状況】

当事業年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

2026年　5月　31日現在

セグメント名	事業所名 (所在地)	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物	構築物	工具,器具及び備品	車両運搬具	ソフトウェア仮勘定	合計	
共通	本社 (福岡県久留米市)	―	―	55	0	―	55	2(0)
放課後等デイサービス事業	発達未来塾カラーズ (福岡県久留米市)	2,771	431	―	517	―	3,720	14(5)
	カラーズFC広川町 (福岡県八女郡広川町)	88	―	―	593	―	682	15(2)
	カラーズFC柳川 (福岡県柳川市)	―	―	―	―	―	―	11(1)
	カラーズFC大正町 (佐賀県鳥栖市)	―	―	―	7	―	7	7(2)
	カラーズFC鳥栖 (佐賀県鳥栖市)	850	―	―	0	―	850	7(1)
	カラーズFCプリマヴェーラ (佐賀県鳥栖市)	―	―	―	520	―	520	7(0)
	カラーズFC古野町 (佐賀県鳥栖市)	2,012	―	―	―	―	2,012	5(2)
	アクティブハート長南 (千葉県長生郡長南町)	512	―	―	297	―	810	6(3)
	アクティブハート長南Ⅱ (千葉県長生郡長南町)	―	―	―	400	―	400	7(1)
データ事業	データ事業 (福岡県久留米市)	―	―	5,000	―	23,887	28,887	0(0)
	合計	6,235	431	5,055	2,336	23,887	37,946	81(17)

(注) １.上記の金額に消費税等は含まれておりません。
２．現在休止中の主要な設備はありません。
３．従業員数は期中平均就業人員であり、臨時雇用者数は期中の平均人員を() に外数で記載しております。

３ 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除去等

該当事項はありません。

第５ 【発行者の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	事業年度末現在発行数（株）（2026年5月31日）	公表日現在発行数（株）（2026年8月28日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	144,000	108,000	36,000	36,000	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	単元株式数100株
計	144,000	108,000	36,000	36,000	―	―

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2025年11月12日	35,820	36,000	―	9,000	―	―

（注） 2025年11月12日開催の取締役会決議により、2025年11月12日付けで普通株式１株を200株に株式分割しております。これにより、発行済株式総数は35,820株増加し、36,000株となっております。

(6) 【所有者別状況】

2026年 5月 31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	―	―	―	2	―	―	1	3	―
所有株式数（単元）	―	―	―	144	―	―	216	360	―
所有株式数の割合（%）	―	―	―	40.00	―	―	60.00	100.00	―

(7) 【大株主の状況】

2026年５月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
天童淑巳(注)１、２	神奈川県横浜市	21,600	60.0
子どもの未来を明るくする株式会社（注）２，３	福岡県久留米市	14,300	39.7
株式会社GO	東京都港区	100	0.3
計	―	36,000	100.0

注）１．特別利害関係者等（当社の代表取締役）

２．特別利害関係者等（大株主上位10名）

３．特別利害関係者等（役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社）

４．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第２位を四捨五入しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年５月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	―	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式　36,000	360	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	36,000	―	―
総株主の議決権	―	360	―

② 【自己株式等】

該当事項はありません

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

２ 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　　当該事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

３ 【配当政策】

当社では株主に対する利益還元を経営上の重要政策として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

また、当社は定款において、取締役会の決議によって、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、当事業年度の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体質強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

４ 【株価の推移】

(1) 【最近３年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第10期	第11期	第12期
決算年月	2024年５月	2025年５月	2026年５月
最高(円)	―	―	1,712
最低(円)	―	―	1,712

(注) １．最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。
２．当社株式は2026年２月27日から東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

(2) 【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年12月	2026年１月	2026年２月	2026年３月	2026年４月	2026年５月
最高(円)	―	―	1,712	―	―	―
最低(円)	―	―	1,712	―	―	―

(注) １．最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。
２．当社株式は2026年2月27日付けで株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Marketへ上場したため、それ以前については該当事項はありません。

５ 【役員の状況】

男性4名　女性0名(役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	辻榮勇人	1983年7月22日	2004年4月 2011年1月 2015年2月 2017年4月 2023年7月	宮城県警　入庁 医療法人松田会　入社 当社設立　入社 当社　代表取締役　(現任) 一般社団法人EO　North　Japan　理事(現任)	(注)２	(注)４	14,300 (注)６
代表取締役 管理本部長	天童淑巳	1972年11月22日	1995年4月 1998年6月 2007年1月 2009年1月 2015年2月 2015年10月 2019年10月 2019年12月 2023年1月 2023年12月 2024年8月	日本IST㈱　入社 ㈱ベンチャー・リンク入社 ㈱ハウスドゥー　取締役 ㈱ハウスドゥー　専務取締役 当社代表取締役 ㈱ロペライオソリューションズ 取締役 (株)フェブリナ代表取締役 (株)HACCPジャパン　取締役 ㈱フォーシーズンズHD　代表取締役 (株)アーバンライク　取締役 ㈱フォーシーズンズHD　取締役会長 ㈱ハートアップ　代表取締役管理本部長(現任)	(注)２	(注)４	21,600
取締役 (注)７	杉野貴彦	１976年1月6日	1993年4月 1998年6月 2003年4月 2005年8月 2011年7月 2016年12月 2017年4月 2024年8月	㈱アミコ　入社 KDDI㈱　入社 バンチキン㈱　入社 ㈱リクルート　入社 ㈱日本介護福祉グループ　入社 ㈱クロスストーリー代表取締役 ㈱ダンデライオン代表取締役(現任) ㈱ハートアップ　取締役(現任)	(注)２	(注)４	－
監査役 (注)１	柄目　貴弘	1985年7月4日	2008年4月 2012年6月 2018年12月 2021年3月 2021年7月 2021年12月 2024年8月	中小企業金融公庫(現㈱日本政策金融公庫)入庫 ㈱日本M&Aセンター　入社 ㈱wibi代表取締役(現任) ㈱コーディアスコンサルティング代表取締役(現任) 日本FCファンド有限責任事業組合職務執行者兼マネージングディレクター(現任) ㈱ヤマフマルサカ取締役(現任) ㈱フォーシーズHD取締役 ㈱ハートアップ監査役(現任)	(注)３	(注)４	－
計							35,900

(注) １．監査役 柄目貴弘氏は、会社法第２条第16項に定める社外監査役であります。

２．取締役の任期は、2026年8月26日開催の臨時株主総会の時から2027年５月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

３．監査役の任期は、2025年11月12日開催の定時株主総会の時から2028年５月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

４．2026年５月期における役員報酬の総額は43,120千円を支給しております。

５．代表取締役辻榮勇人氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である子どもの未来を明るくする株式会社が保有する株式数も含んでおります。

６．取締役 杉野貴彦氏は、会社法第２条第15項に定める社外取締役であります。

６ 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに、持続的な企業価値の向上を目指しております。そのために経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

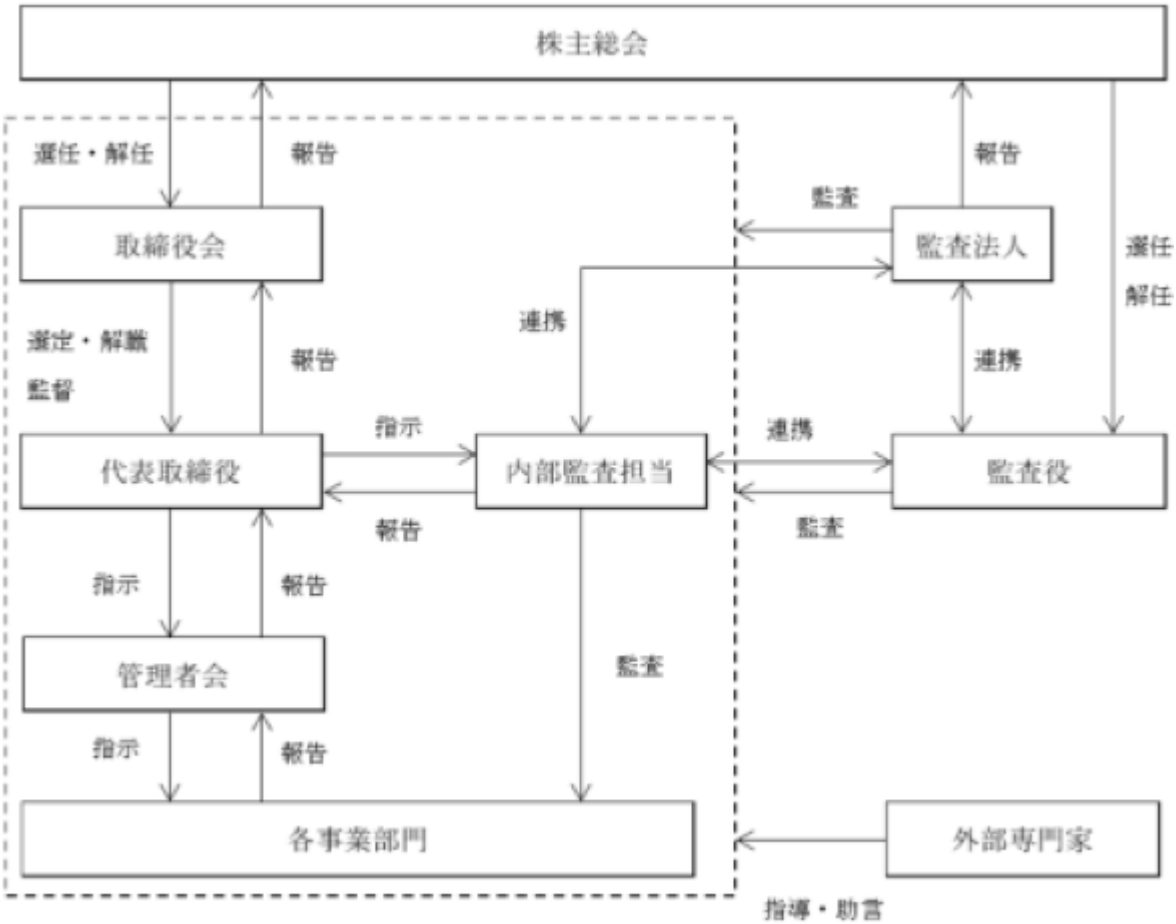

②会社機関の内容

イ．取締役会

当社の取締役会は、３名の取締役で構成されております。取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月１回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ．監査役

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役１名で構成されております。監査役は監査役規程に基づき、取締役の職務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ．会計監査

当社は監査法人やまぶきと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき監査を受けております。なお、2026年５月期において監査を執行した公認会計士は江口二郎氏、内海慎太郎氏の２名であり、いずれも継続監査年数は７年以内でありま

す。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士２名その他４名であります。
なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③内部統制システム整備の状況
当社は職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④内部監査及び監査役の状況
当社の内部監査は、管理本部が主管部署として業務部門を監査しております。管理管掌部門（管理本部）の監査は業務部門が実施しており、相互に牽制する体制を取っております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。また、内部監査担当者は監査法人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っております。監査役は、内部監査担当者より監査の実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

⑤リスク管理体制の整備の状況
当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理本部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥社外取締役及び社外監査役の状況
当社は社外取締役を１名選任しており、外部からの客観的及び中立的な立場から経営を監視する体制が構築され、ガバナンスは適正に運用されております。なお、社外取締役と当社との間には特別な利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反のおそれはありません。
当社は社外監査役を１名選任しております。社外監査役は経営に対する監視、監督機能を担っております。社外監査役柄目貴弘氏は、当社との間には人的関係、資本的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。
なお、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準又は方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で選任を行っております。

⑦企業統治に関するその他の事項
当社は、職務権限規程の遵守により業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

⑧役員の報酬等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	賞与	ストックオプション	
取締役（社外役員を除く）	37,120	37,120	－	－	3
社外役員	6,000	6,000	－	－	3

⑨取締役及び監査役の定数
当社の取締役は３名以上、監査役は１名以上とする旨を定款に定めております。

⑩取締役の選任決議要件
当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の３分の１以上を有する株主が出席

し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑪株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫自己株式の取得

当社は会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己株式を取得することを目的とするものであります。

⑬中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第５項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑭取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑮社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意で、かつ、重大な過失がないときに限られます。

⑯株式の保有状況

①　投資株式の区分の基準及び考え方

値上がりや配当金の受け取りによる利益確保を目的とする純投資株式と異なり、保有目的が純投資以外の目的である投資株式は、取引先との中長期的・安定的な関係の構築や、取引の維持・強化等、事業活動上の必要性から、当社の中長期的な企業価値の向上に資することを目的に、保有しているものです。

また、換金性の高い有価証券としての特性に鑑み、資金調達時の担保として備えている面もあります。

②　保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ　保有方針及び保有の合理性を検証する方法

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式については、定期的に、保有全銘柄について配当を含めた中長期的な収益貢献額、含み損益等を取締役会に報告し、その保有意義を検証しております。

ロ　銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項ありません。

ハ　特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当項目はありません。

③　保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表 計上額の合計額 (千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表 計上額の合計額 (千円)
非上場株式	1	0	2	5,856
非上場株式以外の株式	1	10,175	－	－

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	－	－	－
非上場株式以外の株式	－	－	4,319

④　当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤　当事業年度の前４事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

当該事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
発行者	8,000	―

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して、監査報酬額を決定しております。

第６　【経理の状況】

１　財務諸表の作成方法について

（１）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基いて作成しております。

（２）当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

２　監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度（2025年６月１日から2026年５月31日まで）の財務諸表について、監査法人やまぶきにより監査を受けております。

３　連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2025年5月31日)	当事業年度 (2026年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	193,959	156,510
売掛金	55,025	71,757
未収入金	7,112	10,173
前払費用	2,941	1,723
その他	6,534	2
貸倒引当金	△140	△418
流動資産合計	265,432	239,749
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	4,226	6,235
構築物(純額)	484	431
車両運搬具(純額)	607	2,336
工具、器具及び備品(純額)	84	5,055
有形固定資産合計	※1 5,402	※1 14,059
無形固定資産		
ソフトウエア仮勘定	―	23,887
無形固定資産合計	―	23,887
投資その他の資産		
投資有価証券	5,856	10,175
長期貸付金	5,770	4,270
繰延税金資産	3,701	9,566
その他	2,529	2,914
投資その他の資産合計	17,856	26,926
固定資産合計	23,259	64,872
資産合計	288,691	304,621

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年5月31日）	当事業年度 （2026年5月31日）
負債の部		
流動負債		
一年以内返済予定の長期借入金	9,816	16,472
未払金	19,352	19,529
未払費用	7,052	7,740
未払法人税等	161	6,957
賞与引当金	9,550	13,241
その他	7,179	7,681
流動負債合計	53,111	71,622
固定負債		
長期借入金	167,984	151,512
長期預り金	―	3,666
固定負債合計	167,984	155,178
負債合計	221,095	226,803
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,000	9,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	58,595	66,009
利益剰余金合計	58,595	66,009
株主資本合計	67,595	75,009
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	―	2,810
評価・換算差額等合計	―	2,810
純資産合計	67,595	77,820
負債純資産合計	288,691	304,621

② 【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自2024年６月１日 至2025年５月31日）	当事業年度 （自2025年６月１日 至2026年５月31日）
売上高	※１　325,786	※１　386,041
売上原価	226,799	264,449
売上総利益	98,986	121,591
販売費及び一般管理費	※２　143,507	※２　171,901
営業損失（△）	△44,520	△50,310
営業外収益		
受取利息	98	368
補助金収入	※３　45,640	※３　59,326
その他	3,535	1,378
営業外収益合計	49,273	61,072
営業外費用		
支払利息	86	214
営業外費用合計	86	214
経常利益	4,666	10,548
特別利益		
有形固定資産売却益	※４　363	※４　45
抱合せ株式消滅差益	※５　896	－
受取和解金	－	4,800
特別利益合計	1,260	4,845
特別損失		
抱合せ株式消滅差損	※６　4,443	－
損害賠償金	※７　3,134	－
減損損失	－	※８　7,512
固定資産除却損	0	－
特別損失合計	7,578	7,512
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△1,652	7,881
法人税、住民税及び事業税	1,741	7,842
法人税等調整額	△1,833	△7,374
法人税等合計	△92	467
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,560	7,413

【売上原価明細書】

		前事業年度 （自2024年６月１日 至2025年５月31日）		当事業年度 （自2025年６月１日 至2026年５月31日）	
区分	注記番号	金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）
Ⅰ　人件費	※1	211,027	93.0	247,510	93.6
Ⅱ　地代家賃		15,771	7.0	16,939	6.4
売上原価		226,799	100.0	264,449	100.0

※１　人件費の主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度（千円）	当事業年度（千円）
給与手当	159,747	183,598
賞与	15,801	21,490
賞与引当金繰入額	9,550	12,911
法定福利費	25,928	29,510

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自2024年６月１日　至2025年５月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	利益剰余金		株主資本合計
		その他利益剰余金	利益剰余金合計	
		繰越利益剰余金		
当期首残高	9,000	60,156	60,156	69,156
当期変動額				
当期純損失（△）		△1,560	△1,560	△1,560
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計		△1,560	△1,560	△1,560
当期末残高	9,000	58,595	58,595	58,595

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	－	－	69,156
当期変動額			
当期純損失（△）			△1,560
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－
当期変動額合計	－	－	△1,560
当期末残高	－	－	67,595

当事業年度(自2025年６月１日　至2026年５月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	利益剰余金		株主資本合計
		その他利益剰余金	利益剰余金合計	
		繰越利益剰余金		
当期首残高	9,000	58,595	58,595	67,595
当期変動額				
当期純利益		7,413	7,413	7,413
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計		7,413	7,413	7,413
当期末残高	9,000	66,009	66,009	75,009

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	－	－	67,595
当期変動額			
当期純利益			7,413
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,810	2,810	2,810
当期変動額合計	2,810	2,810	10,224
当期末残高	2,810	2,810	77,820

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自2024年６月１日 至2025年５月31日）	当事業年度 （自2025年６月１日 至2026年５月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△1,652	7,881
減価償却費	2,410	2,318
減損損失	―	7,512
損害賠償金	3,134	―
受取和解金	―	△4,800
貸倒引当金の増減額(△は減少)	140	277
賞与引当金の増減額（△は減少）	161	3,691
受取利息及び受取配当金	△98	△368
補助金収入	△45,640	△59,326
支払利息	86	214
固定資産売却損益(△は益)	△363	△45
固定資産除却損	0	―
抱合せ株式消滅差益	△896	―
抱合せ株式消滅差損	4,443	―
売上債権の増減額(△は増加)	△1,323	△16,731
その他	11,800	2,573
小計	△27,795	△56,801
利息及び配当金の受取額	98	368
利息の支払額	△89	△206
補助金の受取額	44,100	57,315
和解金の受取額	―	3,750
損害賠償金の支払額	△3,134	―
法人税等の支払額	△17,118	△1,046
法人税の還付額	2,229	6,534
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,710	9,914
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,073	△10,975
有形固定資産の売却による収入	363	45
無形固定資産の取得による支出	―	△31,399
貸付金の回収による収入	4,130	1,500
長期預り金の受取による収入	―	3,666
その他	8,954	△384
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,373	△37,547
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△1,820	△9,816
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,820	△9,816
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	7,843	△37,448
現金及び現金同等物の期首残高	182,071	193,959
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	※２ 4,043	―
現金及び現金同等物の期末残高	※１ 193,959	※１ 156,510

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のある株式等

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

２．資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに2016年４月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物	15年
建物付属設備	８～15年
構築物	10年
車両運搬具	２～６年
工具、器具及び備品	５～６年

３．引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

４．重要な収益及び費用の計上基準

当社が営む放課後等デイサービス事業における主な履行義務は、放課後等デイサービスの役務の提供を行うことであり、当該履行業務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は当該役務の提供時点であると判断し、同時点で収益を認識しております。また、放課後等デイサービス事業のコンサルティングに係る履行義務は、当事業のノウハウを提供することです。当該履行義務は、時の経過に伴い充足されるため、契約期間にわたり期間案分して収益を認識しております。

５．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

６.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

（重要な会計上の見積り）

（繰延税金資産の回収可能性）

１．当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産の金額は、財務諸表「注記事項（税効果会計関係）」の１．に記載の金額と同一であります。

２．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表における繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（固定資産の減損）

１.当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

区分	前事業年度 （自2024年６月1日 至2025年５月31日）	当事業年度 （自2025年６月１日 至2026年５月31日）
減損損失	－	7,512

２．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

固定資産の減損については、「固定資産の減損に関する会計基準」に基づき、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状況にある固定資産については回収可能性を反映させるように回収可能価額を見積もり、帳簿額を減算する処理を行っております。

②算出過程

減損損失の認識及び測定に用いられる将来キャッシュ・フローについては、将来の利益計画に基づき、経営環境等の外部要因に関する情報や売上見込み及び予算等の内部情報との整合性及び資産グループの現在の使用状況や使用計画等を考慮したうえで合理的に見積もりを行っております。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

当該見積もりの前提となる将来利益計画等について、条件の見直しが必要となった場合は、追加の減損損失が発生する可能性があります。

（未適用の会計基準等）

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年9月13日　企業会計基準委員会）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年9月13日　企業会計基準委員会）等

（１）概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて

使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（２） 適用予定日

2028年5月期の期首から適用します。

（３）当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額は現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （2025年５月31日）	当事業年度 （2026年５月31日）
有形固定資産の減価償却累計額	9,684千円	12,003千円

（損益計算書関係）

※１　顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益のみとなっております。顧客との契約から生じる収益の金額は、「１【財務諸表等】（１）【財務諸表】【注記事項】（セグメント情報等）３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報」に記載しております。

※２　販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自 2024年６月１日 至 2025年５月31日）	当事業年度 （自2025年６月１日 至2026年５月31日）
役員報酬	43,120　千円	43,120　千円
業務委託費	16,312　〃	24,422　〃
減価償却費	2,410　〃	2,318　〃
貸倒引当金繰入額	140　〃	277　〃
賞与引当金繰入額	－	330　〃

販売費及び一般管理費の割合

	前事業年度 （自 2024年６月１日 至 2025年５月31日）	当事業年度 （自2025年６月１日 至2026年５月31日）
販売費	19.5　％	18.3　％
一般管理費	80.5　〃	81.7　〃

※３　補助金収入

前事業年度（自　2024年６月１日　至　2025年５月31日）

補助金収入は「処遇改善加算交付金」及び「県市町村補助金」、「人材開発支援助成金」等になります。

当事業年度（自　2025年６月１日　至　2026年５月31日）

補助金収入は「処遇改善加算交付金」及び「県市町村補助金」、「キャリアアップ助成金」等になります。

※４　有形固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自2024年６月１日 至 2025年５月31日）	当事業年度 （自2025年６月１日 至2026年５月31日）
車両運搬具	363　千円	45　千円

※５　抱合せ株式消滅差益は2024年6月1日付で当社100％子会社である合同会社サッカー療育研究所を当社に吸収合併したことに伴い計上したものであります。

※６　抱合せ株式消滅差損は2024年6月1日付で当社100％子会社である株式会社アクティブハートを当社に吸収合併したことに伴い計上したものであります。

※７　損害賠償金について原告との間で和解となったことから、損害賠償金3,134千円を計上しております。

※８　減損損失の内訳は、次のとおりであります。

前事業年度（自　2024年６月１日　至　2025年５月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年６月１日　至　2026年５月31日）

当事業年度において、下記の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
事業用資産	ソフトウエア仮勘定	福岡県久留米市

当社は、事業用資産においては事業区分をもとに独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位ごとに資産のグルーピングを行っております。上記資産グループについて、減損損失の認識に至った経緯等は、次のとおりであります。

データ事業において開発費の一部をソフトウェア仮勘定として資産計上しておりましたが、当事業年度において、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づいて回収可能性を検討し、将来の収益見込み等を勘案した結果、当該ソフトウェア仮勘定の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(7,512千円)として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は、将来キャッシュフローを割引率3.3%で割り引いた使用価値により算定しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自2024年６月１日　至2025年５月31日）

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	180	－	－	180

２　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３　新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４　配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自2025年６月１日　至2026年５月31日）

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	180	35,820	－	36,000

（注）当社は、2025年11月12日開催の取締役会決議により、2025年11月12日付けで普通株式１株を200株に株式分割しております。これにより、発行済株式総数は35,820株増加し、36,000株となっております。

２　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３　新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４　配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自2024年６月１日 至2025年５月31日）	当事業年度 （自2025年６月１日 至2026年５月31日）
現金及び預金	193,959　千円	156,510　千円
現金及び現金同等物	193,959　千円	156,510　千円

※２　前事業年度に合併した合同会社サッカー療育研究所及び株式会社アクティブハートより引継いだ資産及び負債の主な内容は次のとおりです。

流動資産	7,146千円
固定資産	566千円
資産計	7,713千円
流動負債	160千円
固定負債	2,000千円
負債計	2,160千円

（注）流動資産の中には「現金及び現金同等物」が4,043千円含まれております。

（金融商品関係）

１　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金等は顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、上場株式及び非上場株式であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクを伴っております。

営業債務である未払費用等は、すべて1年以内に支払期日が到来します。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

②　市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

該当事項はありません。

③　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

未払費用、未払金、未払法人税及び長期借入金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２　金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025年5月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1)長期借入金	177,800	176,638	△1,162
負債計	177,800	176,638	△1,162

当事業年度（2026年5月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1)投資有価証券	10,175	10,175	－
資産計	10,175	10,175	－
(1)長期借入金	167,984	150,270	△17,713
負債計	167,984	150,270	△17,713

（※１）　「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「未払金」、「未払費用」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※２）　長期貸付金については、現時点では回収時期が不確実なことから将来キャッシュフローを見積もることがで

きないため、また、合理的な信用プレミアムを算出できないため含めておりません。

（※３） 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度（千円）	当事業年度（千円）
非上場株式	5,856	0

（注１）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2025年５月31日)

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	193,959	－	－	－
売掛金	55,025	－	－	－
未収入金	7,112	－	－	－
合計	256,096	－	－	－

当事業年度(2026年５月31日)

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	156,510	－	－	－
売掛金	71,757	－	－	－
未収入金	10,173	－	－	－
合計	238,440	－	－	－

（注２）長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2025年５月31日)

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
長期借入金	9,816	16,472	17,592	17,592	17,592	98,736
合計	9,816	16,472	17,592	17,592	17,592	98,736

当事業年度(2026年５月31日)

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
長期借入金	16,472	17,592	17,592	17,592	17,592	81,144
合計	16,472	17,592	17,592	17,592	17,592	81,144

３ 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2025年５月31日)

該当事項はありません

当事業年度(2026年５月31日)

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	10,175	－	－	10,175
資産計	10,175	－	－	10,175

（２）時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度(2025年５月31日)

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	－	176,638	－	176,638
負債計	－	176,638	－	176,638

当事業年度(2026年５月31日)

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	－	150,270	－	150,270
負債計	－	150,270	－	150,270

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、固定金利の借入は元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

その他有価証券

前事業年度（2025年５月31日）

非上場株式（貸借対照表計上額は5,856千円）は、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

当事業年度（2026年５月31日）

区分	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	10,175	5,856	4,319
小計	10,175	5,856	4,319
合計	10,175	5,856	4,319

非上場株式（貸借対照表計上額は０千円）は、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

（退職給付関係）

前事業年度（自 2024年６月１日 至 2025年５月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年６月１日 至 2026年５月31日）

該当事項はありません

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位；千円）

	前事業年度 （　2025年５月31日）	当事業年度 （2026年５月31日）
繰延税金資産		
賞与引当金	3,255	4,626
未払社会保険料	681	840
未払事業税	0	723
減損損失	－	2,624
投資有価証券評価損	6,988	6,988
その他	547	2,533
繰延税金資産小計	11,472	18,337
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△7,216	△7,261
繰延税金資産合計	4,256	11,075
繰延税金負債		
未収事業税	555	－
その他有価証券評価差額金	－	1,509
繰延税金負債合計	555	1,509
繰延税金資産純額	3,701	9,566

（注）法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第13号）が2025年３月31日に国会で成立したことに伴い、2026年４月１日以降開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2024年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率34.09％から34.94％に変更し計算しております。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 （2026年５月31日）
法定実効税率	34.09％
（調整）	
税率変更による影響	△3.42％
住民税均等割等	4.09％
軽減税率適用の影響	△11.74％
所得拡大促進税制税額控除	△15.44％
評価性引当額の増減	0.58％
その他	△2.22％
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.93％

（注）前事業年度は税引前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。

（企業結合等関係）

前事業年度（自2024年６月１日　至2025年５月31日）

当社は、2024年４月25日開催の臨時株主総会において、100％子会社である株式会社アクティブハート及び合同会社サッカー療育研究所の２社を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結し、2024年６月１日付で吸収合併いたしました。

１．取引の概要

（１）結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業 株式会社アクティブハート

事業の内容 サッカー療育を活用した放課後等デイサービス事業

結合当事企業 合同会社サッカー療育研究所

事業の内容 サッカー療育を活用した放課後等デイサービス事業

（２）企業結合日

2024 年６月１日

（３）企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社アクティブハート及び合同会社サッカー療育研究所は解散いたします。

（４）結合後企業の名称

株式会社ハートアップ

（５）その他取引の概要に関する事項

当グループの経営効率化を図ることを目的として、両社の経営資源や経験を共有し、事業の更なる発展を目指してまいります。

２．実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年９月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。なお、当事業年度において、抱合せ株式消滅差益 896千円を特別利益に、抱合せ株式消滅差損 4,443千円を特別損失に計上しております。

当事業年度(自2025年6月1日　至2026年5月31日)

該当事項ありません。

(収益認識関係)

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財務諸表「注記事項（セグメント情報等）【セグメント情報】3.報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報」に同一内容を記載しているため、記載を省略しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

財務諸表「注記事項（重要な会計方針）4.収益及び費用の計上基準」に同一内容を記載しているため、記載を省略しております。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高

（単位：千円）

	前事業年度 (2025年５月31日)	当事業年度 (2026年５月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	56,401	62,137
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	62,137	81,930

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社において、予想契約期間が１年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

1　報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、提供するサービス及び事業モデルを基礎とした事業区分により、当社は、放課後等デイサービス事業及びデータ事業の２つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

放課後等デイサービス事業では、発達支援が必要な子どもたちを対象とした療育支援を提供しております。カラーズFCは、サッカー療育に特化した放課後等デイサービスです。「保護者なしでも生きていける」自立支援を最終目標に、サッカーというスポーツを通して子どもたちが楽しみながら主体的に社会性、非認知能力、そしてウェルビーイング（幸福）を育む、伴走型の療育プログラムを提供しております。

データ事業では、放課後等デイサービス事業の運営を通じて、発達障がいを有する児童の療育に関する豊富な実績とノウハウを蓄積してきました。本事業は、この療育ノウハウを基盤として、ICTシステムを活用した発達障がいを有する児童の行動・運動・認知データの収集・分析・販売を行う事業を展開するものです。

（３）報告セグメントの変更等に関する事項

前事業年度において、当社は放課後等デイサービス事業の単一セグメントでありましたが、当事業年度より新たにデータ事業を開始したことに伴い、報告セグメントを放課後等デイサービス事業及びデータ事業の２区分に変更しております。

2　報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、財務諸表作成において採用している会計処理の原則及び手続に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります

3　報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 2024年６月１日 至 2025年５月31日)

当社は、放課後等デイサービス事業の単一セグメントであったため、記載を省略しております。

当事業年度(自2025年６月１日　至2026年５月31日)

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額（注）１	財務諸表計上額（注）２
	放課後等デイサービス事業	データ事業	計		
売上高					
一時点で移転される財又はサービス	375,541	－	375,541	－	375,541
一定期間にわたり移転される財又はサービス	10,500	－	10,500	－	10,500
顧客との契約から生じる収益	386,041	－	386,041	－	386,041
外部顧客への売上高	386,041	－	386,041	－	386,041
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－	－
計	386,041	－	386,041	－	386,041
セグメント利益又はセグメント損失（△）	88,584	△4,200	84,384	△134,694	△50,310

セグメント資産	89,879	28,887	118,766	185,855	304,621
その他の項目					
減価償却費	2,290	－	2,290	28	2,318
減損損失	－	7,512	7,512	－	7,512
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	5,975	36,399	42,375	－	42,375

（注）１．セグメント利益又は損失（△）の調整額△134,694千円は、各報告セグメントに配分出来ない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。セグメント資産の調整額185,855千円は主に各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金であります。減価償却費の調整28千円は各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に本社が所有する固定資産の減価償却費であります。

２．セグメント利益又は損失（△）は、損益計算書の営業損失と一致しております。

３．セグメント負債は、各報告セグメントに配分していないため記載しておりません。

【関連情報】

前事業年度(自2024年６月１日　至2025年５月31日)

１　製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

２　地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客への売上高が90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３　主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
福岡県国民健康保険団体連合会	176,826	放課後等デイサービス事業
佐賀県国民健康保険団体連合会	97,157	放課後等デイサービス事業
千葉県国民健康保険団体連合会	36,114	放課後等デイサービス事業

当事業年度(自2025年６月１日　至2026年５月31日)

１　製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

２　地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客への売上高が90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３　主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
福岡県国民健康保険団体連合会	202,144	放課後等デイサービス事業
佐賀県国民健康保険団体連合会	108,780	放課後等デイサービス事業
千葉県国民健康保険団体連合会	55,106	放課後等デイサービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自2024年６月１日至2025年５月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2025年６月１日至2026年５月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自2024年６月１日至2025年５月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2025年６月１日至2026年５月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自2024年６月１日至2025年５月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2025年６月１日至2026年５月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自2024年６月１日　至2025年５月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自2025年６月１日　至2026年５月３１日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自2024年６月１日 至2025 年５月31日）	当事業年度 （自2025年６月１日 至2026年５月31日）
１株当たり純資産額	1,877円66銭	2,161円67銭
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）	△43円34銭	205円94銭

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．当社は、2025年11月12日付けで普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益又は当期純損失を算定しております。

３．１株当たり当期純利益又は当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （自2024年６月１日 至2025年５月31日）	当事業年度 （自2025年６月１日 至2026年５月31日）
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）		
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△1,560	7,413
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△1,560	7,413
普通株式の期中平均株式数（株）	36,000	36,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物	6,171	2,705	－	8,876	2,640	696	6,235
構築物	533	－	－	533	102	53	431
車両運搬具	8,048	3,269	－	11,318	8,981	1,541	2,336
工具、器具及び備品	334	5,000	－	5,334	278	28	5,055
有形固定資産計	15,087	10,975	－	26,062	12,003	2,318	14,059
無形固定資産			7,512				
ソフトウェア仮勘定	－	31,399	(7,512)	23,887	－	－	23,887
無形固定資産計	－	31,399	7,512 (7,512)	23,887	－	－	23,887

（注）1. 当期増加額の主なものは次のとおりです。

建物	事業所用簡易什器	2,705千円
車両運搬具	配送用車両	3,269千円
工具、器具及び備品	端末機器	5,000千円

2. 「当期減少額」欄の（）は内数で、当期の減損損失計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（%）	返済期限
１年以内に返済予定の長期借入金	9,816	16,472	0.25	—
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く）	167,984	151,512	0.26	2035年11月12日～2037年5月11日
合計	177,800	167,984	—	—

（注）１．「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

２．長期借入金の貸借対照表日後５年以内における1年ごとの返済予定額

区分	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
長期借入金	17,592	17,592	17,592	17,592

【引当金明細表】

科目	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（目的使用）（千円）	当期減少額（その他）（千円）	当期末残高（千円）
賞与引当金	9,550	13,241	9,550	－	13,241

貸倒引当金	140	418	140	－	418

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	558
預金	
普通預金	155,952
小計	155,952
合計	156,510

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
福岡県国民健康保険連合団体	36,393
佐賀県国民健康保険連合団体	20,842
千葉県国民保険連合団体	11,300
その他	2,804
合計	71,339

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	貸倒損失高(千円) (D)	当期末残高(千円) (E)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)}\times 100$	滞留期間(日) $\frac{\frac{(A)+(E)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
55,025	387,091	370,064	295	71,757	83.70	59.77

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 未払金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
ハートアップ従業員	16,356
株式会社UPSIDER	950
株式会社西エネ	602
その他	1,621
合計	19,529

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第７　【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第８　【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年６月１日から翌年５月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌月から3か月以内
基準日	毎年５月31日
株券の種類	―
剰余金の配当の基準日	毎年５月31日　毎年11月30日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	―
株主名簿管理人	―
取次所	―
名義書換手数料	―
新券交付手数料	―
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目３番３号 みずほ信託銀行株式会社本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目３番３号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	―
買取手数料	株式の売買委託手数料と同額の金額として、別途定める手数料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://hup2015.com/
株主に対する特典	なし

（注）当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利

（２）取得請求権付株式の取得を請求する権利

（３）募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部　【特別情報】

第１　【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部　【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年８月28日

株式会社ハートアップ
取締役会 御中

監査法人やまぶき

福岡事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　江口　二郎

指定社員
業務執行社員　公認会計士　内海　慎太郎

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第３項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハートアップの2025年6月1日から2026年5月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハートアップの2026年５月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上